

京都市告示第491号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成29年12月8日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社LITALICO（代表取締役 長谷川 敦弥）

2 申請者の主たる事務所の所在地

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

3 事業所の名称

LITALICOジュニア三条教室

4 事業所の所在地

京都市東山区二町目73-2 京都三条大橋ビル2階

5 指定する事業の種類

児童発達支援，放課後等デイサービス

6 指定年月日

平成29年12月1日

7 事業所番号

2650800051

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）